

建振第1-10466号

令和8年1月30日

〒530-0052
大阪府大阪市北区
南扇町1-3-3F

(株) エス・オーティアー

坂口 雄教 様

大阪府知事職務代理者

大阪府副知事

山口 信彦



一般 建設業の許可について (通知)

令和7年12月24日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	大阪府知事 許可(般-7) 第155329号
許可の有効期間	令和8年2月12日から令和13年2月11日まで
建設業の種類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和13年1月12日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)